



厚生労働省福島労働局発表  
平成30年6月28日(木)

担  
当

福島労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 柳沼守男  
賃金指導官 大野木由美  
電話024-536-4604

## 福島県最低賃金の改正を諮問

－現行の時間額 748 円の改正を調査・審議－

福島労働局長（森戸和美）は、福島地方最低賃金審議会（会長 鈴木和郎）に対し、福島県最低賃金（現行時間額 748 円）の改正を諮問します。

同審議会の開催日時は次のとおりです。

日時 平成30年7月3日（火）13：30～

場所 福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）

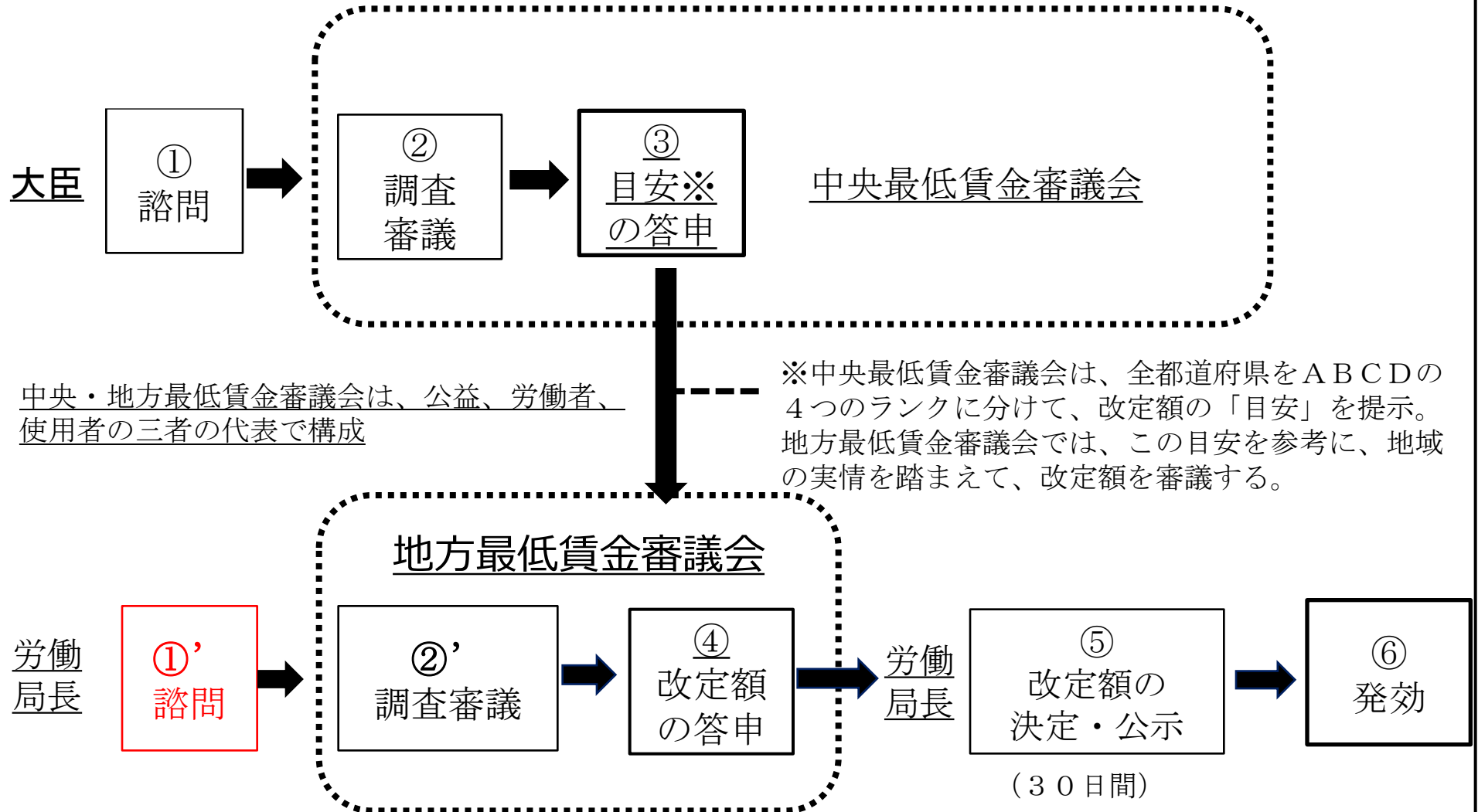
※ 会議は公開。諮問の際の写真撮影可。

※ 福島地方最低賃金審議会は、労働局長の諮問を受けて、最低賃金改正の調査・審議を行った後、労働局長に改定額について答申します。

その後、労働局長の決定・公示を経て改定された最低賃金が発効します。（別添参照）

# 地域別最低賃金の改正の手順

以下の手順を経て、都道府県労働局長が地方最低賃金審議会の答申を踏まえて改定。



## 参 考

### 福島県最低賃金について

- 1 福島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用される最低賃金です。
- 2 現行は時間額 7 4 8 円（効力発生日 平成 2 9 年 1 0 月 1 日）です。  
福島県最低賃金の金額の推移は表 1 のとおりです。
- 3 厚生労働省の中央最低賃金審議会は、各都道府県を①所得・消費②給与③企業経営に関する指標により、A から D の 4 ランクに区分けし、このランクごとに地方の最低賃金の改正額の見込となる引上げ額を示しています。  
福島県は D ランクであり、現行の時間額 7 4 8 円は全国 3 1 位となっています。（表 2）
- 4 福島地方最低賃金審議会委員は表 3 のとおりです。

表 1 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（%）	発効日
平 2 3	6 5 8	1	0. 2	平成 23.11.2
2 4	6 6 4	6	0. 9	24.10.1
2 5	6 7 5	1 1	1. 7	25.10.6
2 6	6 8 9	1 4	2. 1	26.10.4
2 7	7 0 5	1 6	2. 3	27.10.3
2 8	7 2 6	2 1	3. 0	28.10.1
2 9	7 4 8	2 2	3. 0	29.10.1

表2 全国の最低賃金（現行）

目安ランク	都道府県名	最低賃金額
A	東京	958
A	神奈川	956
A	大阪	909
A	埼玉	871
A	愛知	871
A	千葉	868
B	京都	856
B	兵庫	844
B	静岡	832
B	三重	820
B	広島	818
B	滋賀	813
B	栃木	800
B	茨城	796
B	富山	795
B	長野	795
B	山梨	784
C	北海道	810
C	岐阜	800
C	福岡	789
C	奈良	786
C	群馬	783
C	石川	781
C	岡山	781
C	福井	778
C	新潟	778
C	和歌山	777
C	山口	777
C	宮城	772
C	香川	766
C	徳島	740
<b>D</b>	<b>福島</b>	<b>748</b>
D	島根	740
D	山形	739
D	愛媛	739
D	青森	738
D	岩手	738
D	秋田	738
D	鳥取	738
D	佐賀	737
D	鹿児島	737
D	高知	737
D	長崎	737
D	熊本	737
D	大分	737
D	宮崎	737
D	沖縄	737

表3 福島地方最低賃金審議会委員

		(会長 鈴木 和郎)	(五十音順)
	氏 名	現	職
公益を代表する委員	遠藤 明子	福島大学経済経営学類准教授	
	貴田岡 信	福島大学経済経営学類教授	
	鈴木 和郎	公認会計士	
	藤野 美都子	福島県立医科大学医学部教授	
	楨 裕康	弁護士	
労働者を代表する委員	遠藤 徳雄	日本労働組合総連合会福島県連合会副事務局長	
	中澤 智昭	自動車総連福島地方協議会副議長	
	深谷 浩明	JAM南東北福島県連絡会事務局長	
	八巻 正一	電機連合福島地方協議会事務局長	
	渡邊 いづみ	UAゼンセン福島県支部常任委員	
使用者を代表する委員	石井 浩	福島県商工会議所連合会常任幹事	
	今泉 秀記	福島県商工会連合会専務理事	
	熊本 俊博	福島県中小企業団体中央会副会長	
	佐藤 卓也	福島県経営者協会連合会理事	
	渋谷 順子	渋谷レックス株式会社取締役会長	